
【議題 6】 2023 年度新任役員候補者名簿作成方法指示の件

【第 5 号議案】

報告、審議・決議すべきこと：

2023 年度新任役員候補者名簿の作成方法に関する社員総会からの指示の決議。

事由（報告、審議・決議が必要な理由）：

役員選出規程第 4 条の定めにより、新任役員の候補者名簿の作成方法の指示は、社員総会で決議する必要があるため。

添付資料：

- ・ 2023 年新任役員候補者名簿作成方法（案）

以上

【議題 6 資料】

2023 年度新任役員候補者名簿作成方法（案）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法）第 63 条、本会の定款第 24 条、および本会の役員選出規程第 3 条の定めにより、本会の役員は社員総会で選任されることになっています。

また役員選出規程第 4 条第 1 項の定めにより、社員総会に提出される役員候補者名簿の作成方法は、社員総会で決議された指示（以下「総会の指示」という）によることになっています。

さらに役員選出規程第 5 条の定めにより、総会の指示の原案作成と総会への提案は、候補者推薦委員会が行うことになっています。

そこで 2021 年度候補者推薦委員会は、2023 年度新任役員候補者名簿の作成の方法について、「正会員の中から立候補を求めた上で、候補者名簿を作成する」ことを提案します。

この案が採択された場合、役員選出規程第 4 条第 3 項の定めにより、2022 年度選挙管理委員会が正会員から役員候補者への立候補を募った後、2022 年度候補者推薦委員会が立候補者の意思を尊重しつつ候補者数が定数以上になるように候補者を選定し推薦して、候補者名簿を作成します。

なお、2023 年度新任役員の選出に関わるスケジュールは、おおむね以下の通りです。

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| 1) 2022 年度候補者推薦委員会および選挙管理委員会の設置 | 4 月初旬 |
| 2) 選出される役員の定数の理事会決議 | 4 月中旬 |
| 3) 正会員に対し、役員候補への立候補および候補者推薦の依頼を告示 | 6 月初旬 |
| 4) 役員候補者立候補および推薦の締切 | 8 月末日 |
| 5) 選挙管理委員会から候補者推薦委員会へ、立候補および推薦の結果の報告 | 9 月上旬 |
| 6) 候補者推薦委員会による役員候補者名簿の完成 | 12 月上旬 |
| 7) 社員総会での役員の選出 | 2023 年 2 月下旬 |

以上